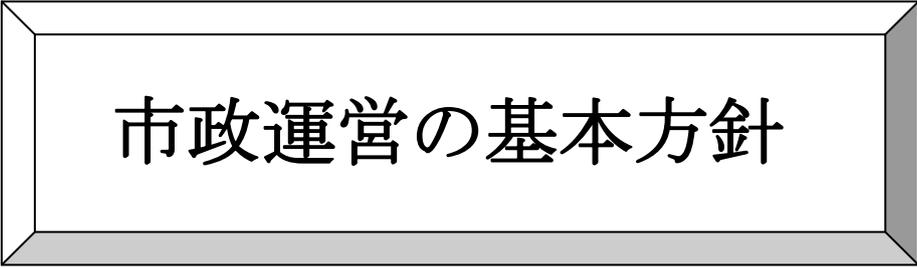


平成 20 年度



市政運営の基本方針

平成 20 年 2 月 22 日

摂津市長 森 山 一 正

本日、ここに平成 20 年度の一般会計予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするにあたりまして、市政運営に関する所信の一端と施策の大要を申し上げます。

今年は、私の市長としての任期満了の年であります。私は市長就任以来、毎年約 500 回、いろいろな行事に参加してまいりました。今年も 1 月 6 日の出初式に始まり、今日まで 60 数回の行事に参加することができました。その場その場で、必ず私の思いをお話してまいりましたが、どこへ行きますしても「自分達のこととはできるだけ自分達でやろう。そのかわり行政の舵取りはしっかり頼むぞ。」という市民の皆様の厳しくも力強い、熱気が伝わってまいります。これまで 3 年 4 か月、市長として頑張ってこられましたのも、これら市民の皆様のご理解、また、職員の努力、そして、なによりも議員の皆様からいただいた数々の提言のお陰であります。先ずもって、厚く感謝申し上げます次第であります。

今回は、私が市長に就任させていただき 4 回目の予算編成であります。昨年は、私の市長としての任期である 4 年間を漢詩の構成「起・承・転・結」にたとえ、3 年目ということで「転句」・転換の年と申し上げましたが、そういうことからいいますと、今年は、「結句」・

結びの年であります。

私は、過去年度ごとに身近なテーマを設け、そのテーマを中心にまちづくりを進めてまいりました。1年目は「安全安心」・「障害者」、2年目は「地域」・「女性」、3年目は「基盤整備」・「子ども」でありました。

しかし、任期最終の本年度は、あえて、新たなテーマを設けませんでした。今までのテーマが、いかに施策に反映され、実効性のある取組となったかを一つひとつ点検する、総まとめの年と考えたからであります。また、本市には、手つかずの難しい課題がどっかりと横たわっております。これを放置したまま任期を終えるわけにはまいりません。財政的には依然厳しい状況ではありますが、任期の締めくくりにあたり、これらの懸案の課題に対して、一定の判断を示しておきたいと思えます。道をひらくためには、まず歩まねばなりません。機を逃さず、投資すべきものには投資をし、これからも心を定め、懸命に歩んでいきたいと思えます。

私が提唱してまいりました「人間基礎教育」についてであります。この3年間機会あるごとにその主旨を説明してまいりました。徐々にではありますが、その精神が浸透しつつあると思えます。何よりもこのことが、大阪府の「こころの再生府民運動」につながり

ました。さらに、国においても、次期学習指導要領改定案で道徳的価値観の形成や人間としての生き方の自覚を深めるための施策が打ち出されました。社会のルールを守れる人づくりに取り組んできた本市にとって、こんなにうれしいことはありません。いつも言いますように、この問題は、心の問題であり、すぐには形になって現れません。それだけにこれからも粘り強く取り組んでいかなければならないと思います。何よりも、まず役所が範を示さなければならないことは言うまでもありませんが、今年も、「思いやり・奉仕・感謝・あいさつ・節約」の5つの心を大切にして、教育委員会のあいさつ運動をフォローするなどオール摂津の取組に繋いでいきたいと思えます。

さて、我が国の経済であります。内閣府による経済財政報告では、景気は、「一部に弱さが見られるものの、回復している。」とか、先行きについては、「企業部門が底堅く推移し、景気回復が続く。」とか、どちらかといえば、聞こえのいいことばが並んでいます。果たして本当にそうでしょうか。私には、もう一つ実感が湧いてまいります。また、最近のサブプライムローン問題も大変気になるころであります。

このように、なにかはつきりとしなない国内外の経済情勢が、本市の市税収入にどのくらい影響を与えるのか、心配であります。また、暫定税率維持を含む租税特別措置法改正案などの動向によっては、譲与税や交付金の財源に変化が生じるわけでありまして、これも本市の歳入にどの程度の影響があるか見極めなければなりません。

さらに、中長期的に我が国の経済を見ますと、平成19年度末の国及び地方の長期債務残高は、773兆円程度に上ると見込まれています。国においてはその解消に向け、平成23年度にはプライマリー・バランスを黒字にする方針を打ち立てています。また、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）いわゆる「骨太の方針」において、各自治体の「自立と共生」を強く求めています。

この方針に基づいて、現在、国において、構造改革という名のもとに歳出の大幅な見直しが進められているわけでありまして。改革の必要性は認めつつも、各方面から年金、保険、医療対策などが荒削りなものになっているのではないかと厳しい指摘があります。確かに、そのしわ寄せが、末端の自治体、特に弱者に重くのしかかっていることが事実であります。私ども最前線を預かる者としたしましては、そのしわ寄せをできる限り最小限に食い止めなくてはなりません。本年度の予算編成にあたりましては、限られた財源の中ではありますが、これらの点につきましても、しっかり目を向けてまいりまし

た。

次に、本市の財政状況を見ますと平成 18 年度決算では、歳入において、市税総額は 189 億 4,000 万円余りとなり、前年度に比較しまして、17 億 1,000 万円の増額となりました。この要因は、固定資産税・都市計画税で 4 億 6,000 万円の減少となったものの、景気の緩やかな回復に伴い、個人及び法人市民税で 7 億 5,000 万円の増加となったことや、企業誘致条例の施行に伴い、新たな税収が、14 億 2,000 万円増加したことによります。

歳出では、平成 17 年度が公債費償還のピークであったことから、公債費は、前年度に比べ 19 億 9,000 万円の大幅な減少となりました。歳入の増加とあいまって、11 年ぶりに財政の弾力性を示す経常収支比率は 100%を切り、95.2%となりました。この財政指標の向上は、10 年間続いた危険ラインを脱したといえます。しかし、この回復は一時的な要因によるものであり、まだまだ安心できません。

また、実質公債費比率が 25.7%と起債制限値である 25%を超えております。このことから、今後事業を行っていくうえで、市債発行を伴う事業を精査し、将来負担を見込み、償還財源の<sup>めど</sup>目処を立て、本市の財政への影響を考慮しながら、持続可能な行政運営を行っていくことが強く求められていく状況に変わりはないと認識いたしてお

ります。

これまでの努力や辛抱が無になることのないように、今後も改革の手綱を緩めることなくコスト削減に努め、効率的な行政運営に努めてまいります。

今後の財政見通しについてであります。歳入の根幹となる市税収入は、好調な法人市民税等に支えられ、平成 20 年度は 200 億円を超えると見込んでおりますが、すでに始まっている団塊世代の退職、格差社会の到来による中間所得層の減少により、中長期的には先細りの状況であることに加え、国府の動向が定まらない中、不透明感が増しております。

一方、歳出については、公債費が平成 17 年度のピークを脱し、減少してまいります。しかし、特別会計への繰出金が今後も高水準で推移することや、急激な高齢化に伴う社会保障関係費の増加が見込まれ、平成 22 年度以降、基金の活用を含め、厳しい財政運営を余儀なくされるものと予測しております。

私は、4 年前、全国ワースト 2 位の財政状況の克服を公約の一つに掲げ、職員数の削減を改革の柱の一つと見定めておりました。国の「新地方行革指針」では、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間で、地方公務員 4.6%以上の純減が示されております。私が市長に

就任以来、その削減に努めてまいり、率にして 6.5%の削減をすることができました。最終的には 700 名以下の職員体制とし、10%以上の職員の削減をめざしてまいります。職員の「やる気」・「元気」・「本気」が、改革を支え、現状から脱却する力となります。それだけに、人員の削減の一方、摂津市を担う人材の発掘、育成に努め、職員一人ひとりの「やる気」・「元気」・「本気」を醸成することも重要であります。これからも、住民に対して果たすべき役割と責任に見合った、健全で持続可能な行財政運営を行うため、私自身が先頭に立って、改革に邁進してまいります。

それでは、具体的な施策についてご説明申し上げます。

予算編成並びに諸議案の作成にあたりまして、本年度は、夢多き活気あふれるまちづくりをめざし、歩みを始めるとともに、子どもがすくすく育ち、高齢者が生き生き暮らす、安全・安心のまちづくりに向けてしっかりとハンドルを切っていく所存であります。いまだ厳しい財政状況の中ではありますが、「摂津市の未来のために！」どうしても必要なこと、今実行に移さなくてはならないことを将来のために機を逃さず進めてまいります。

以下、平成 20 年度に取り組みます新規事業を中心とした主な施策

につきまして、「摂津市総合計画」に示しております6つのまちづくりの方向に沿って、ご説明申し上げます。

第1に「つどい、いこい、にぎわう好感都市づくり」についてであります。

まちにはいくつもの顔があります。JR千里丘駅と阪急正雀駅はともに本市の玄関口であり、顔でもあります。再開発準備組合によって取り組まれてきましたJR千里丘駅西口の駅前再開発事業は、長い間、事業化に向けて関係者の具体的な合意がなされないままとなっております。大阪府による千里丘ガード拡幅や吹田操車場跡地活用が進む中、時期としては今判断しなければならない事業であり、事業区域変更も含め、事業の可能性を検討するための調査を実施してまいります。また、阪急正雀駅周辺は将来、バス路線網の再編・整備も考えられ、交通結節点としての役割を担えるよう、交通の円滑化と通行の安全性を高める道路幅員の確保と歩道整備のため、用地取得に向けた取組を行ってまいります。

南千里丘のまちづくりにつきましては、阪急新駅の効果を活かしながら、屋外広告物の設置を原則認めず、建物敷地面積の緑化率を最低限25%とするなど都市景観や都市環境に配慮した秩序あるまち

なみの形成を行い、全国に情報発信できる環境にやさしいモデル地区として、平成 22 年のまちびらきに向け、関係機関と調整をしながらシビックゾーンの整備を進めてまいります。平成 20 年度は、いよいよ新駅工事が着工されます。併せて、香露園交差点改良や産業道路踏切付近歩道改良を実施し、区画整理事業による道路等のインフラ整備も行います。また、境川親水化工事を大阪府の協力のもとに進めてまいります。

総合福祉会館等の施設を複合化した「(仮称) コミュニティプラザ複合施設」についても、シビックゾーン内での公共公益施設の再配置を行い、相互の業務連携による市民の皆様の利便性の向上を図るとともに、市民活動の交流拠点として整備してまいります。

本市域での吹田操車場跡地活用につきましては、平成 19 年度に策定しました「吹田操車場跡地まちづくり全体構想」に基づき、本市と吹田市との整合性を図りながら事業を進めてまいります。平成 20 年度は、災害時などに一時避難地となる防災機能を備えた都市計画公園用地を確保し、良好なまちづくりへと誘導するため、鉄道機構から必要な土地の取得を考えております。併せて、クリーンセンターのあり方についても今後検討を行ってまいります。

第2に「やさしさあふれるこころづくりを進める幸感都市づくり」についてであります。

平和と人権に関する取組につきましては、引き続き子どもの人権、北朝鮮人権侵害問題などの啓発事業を実施するとともに、街頭啓発や講演会などを通じて、人権意識の高揚を図り、市民一人ひとりが平和と人権を尊重するまちづくりを進めてまいります。

男女共同参画社会の実現に向けた取組としましては、「せつつ女性大学」のカリキュラムを変更し、「男女共同参画の視点」を持つ女性の人材を育成し、審議会や地域などでの意思決定の場へ参画を促進してまいります。

福祉全般の施策につきましては、災害見舞金制度の対象者を災害被害者と犯罪被害者の実態に即して見直すとともに、支給額の増額を図ってまいります。

高齢者施策につきましては、機構改革により新たに設ける地域福祉課に高齢者福祉部門と地域包括支援センターを統合させ、介護予防や高齢者虐待防止の取組を強化してまいります。また、老人無料入浴は、対象人員の拡大を図るとともに、子どもを対象に加え、新たに「ふれあい入浴」として実施してまいります。

障害者施策では、「障害者自立支援法」の改正により、グループホ

ームの定員が4人から10人になったことから、グループ単位の補助金交付基準を人数単位に改めるとともに、新たに移転する場合についても、一定要件を満たす場合には、補助を行ってまいります。また、国の特定求職者雇用開発助成金の支給終了後も障害者を雇用する事業主に対して助成金を支給する障害者雇用助成補助制度については、身体障害者、知的障害者に加え、新たに精神障害者も対象といたします。障害者の日常生活支援のための用具給付に、パソコン操作で使用する視覚障害者用のアプリケーションソフト、上肢障害者用の入力サポート機器を追加します。また、未就学の発達障害児に対しましては、携帯用会話装置を追加し、3歳まで対象年齢を拡大いたします。

子育て支援施策につきましては、少子化や核家族化で地域のつながりが薄れている子育て世帯に対して、子育ての交流や相談などを行う「つどいの広場」を実施するNPO法人に新たに補助をしてまいります。学童保育では、新たに、月1回土曜日の開設を行います。学校の統合に伴い、三宅柳田小学校学童保育室の建設を行うとともに、味生学童保育室にエアコンを設置してまいります。また、全小中学校で開催しております、放課後子ども教室は、内容の充実を図るとともに、開催回数の増加を検討してまいります。現在、5歳未満児

までの乳幼児が必要な医療を受けられるよう助成を行っていますが、さらに、その対象を就学前まで引き上げ、入院医療費についても、通院医療費と同様に所得制限を設けず実施してまいります。

健康づくり施策につきましては、乳がん、子宮がんについて、バス検診の回数を大幅に増やすとともに、新たに土曜日を検診日に加え、受診者の利便性を高め、受診率の向上に努めてまいります。妊婦健康診査におきましては、妊婦及び胎児の健康を守り、社会問題となっている、いわゆるかけこみ出産や救急搬送時の受け入れ拒否を予防するため、医療機関において実施する健診費用の負担を 1 回から 5 回に充実させるとともに、里帰り出産者のために償還払い制度を新たに設けてまいります。これまで実施してきた市民総合健診は医療制度改革により、各医療保険者に義務付けられた特定健康診査に変更されますが、特定健康診査の対象外となる方には、若年者健診やその他の健診を実施してまいります。

国民健康保険につきましては、平成 20 年度から国民健康保険加入者に対して特定健康診査と特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの該当者、要指導対象者に対しまして保健指導を行ってまいります。また、被保険者の利便性を高めるため、世帯単位の保険証から個人単位のカードに、11 月の一斉更新時から切替えてまい

ります。

介護保険につきましては、税制改正の影響から収入が変わらなくても大幅に介護保険料が上昇する方への、緩和措置を継続してまいります。また、生活困窮者への独自減免制度を拡充してまいります。

第3に「地球時代のひとづくりを進める交歓都市づくり」についてであります。

国際交流の施策といたしまして、バンダバーグ市と友好都市10周年を迎えることから、平成20年度は、相互訪問による交流会を実施し、気持ちを新たに交流意識の醸成に努めてまいります。

生活に豊かさと潤いをもたらす文化活動の振興につきましては、全国レベルの音楽コンクールであります摂津音楽祭の入賞者などの参画を得て、フレッシュコンサートや市役所・学校でのコンサートを引き続き実施してまいります。また、平成19年度に策定しました「文化振興計画」に基づき、計画の推進のための市民会議を立ち上げてまいります。さらに、市民の皆様、地域団体、事業者にそれぞれの役割などの啓発を行うとともに、シンポジウムを開催してまいります。

子どもの安全施策としましては、通学時の子どもを交通事故から

守るため、小学校の統合校を中心に交通専従員の増員を行います。

また、「子ども 110 番の家」、「子ども 110 番の車」、「子ども 110 番の自転車」など、市民の皆様にご協力いただいている子どもを見守る活動も引き続き実施してまいります。

次に義務教育についてであります。

教育というと、とかく学力だけが問題にされがちであります。知育、徳育、体育という 3 つの総合力で見ることが大切であります。確かな学力の向上のための取組、豊かな心を育むための取組、たくましく生きるための体力向上への取組をしっかりと進めてまいります。

義務教育に係る施設整備につきましては、子ども達の学力向上のための学習環境整備の一環として、平成 20 年度はエアコンを全小中学校の図書室・音楽室に設置してまいります。継続的に実施してまいりました耐震補強工事等では、新しい味舌小学校の体育館の耐震工事を実施するとともに、第四中学校の校舎及び体育館の二次診断を行ってまいります。学校給食では、4 月から鳥飼西小学校で給食調理業務の民間委託を開始するとともに、給食調理室の衛生管理を強化するため、鳥飼北小学校給食調理室をドライ施設に改修する実施設計を行ってまいります。

また、A E D（自動体外式除細動器）につきましては、平成 19 年

度の中学校への配備に引き続きまして、今年度は全小学校への配備を行うとともに、全教職員に対して使用方法の研修を実施し、救命救急体制の整備も図ってまいります。

教育内容の充実に対する取組についてであります。読書を習慣づけることが知的活動の基盤となり、国語力の向上にも繋がることから子どもが主体的に本に親しめるよう、全小中学校に読書活動を補助するサポーターを配置してまいります。また、小学校1年生は、入学に際しての生活環境の大きな変化に対して戸惑いを見せることが多いことから、スムーズに学校生活に入ることができるよう、学級補助員を配置してまいります。さらに、家庭での学習習慣の有無が、学校での学習活動の成果と大きな関係があることから、学力サポートチームを設置し、家庭学習習慣の定着など自学自習力を育成するための人材を配置いたします。不登校に対する取組としましては、積極的な児童・生徒への働きかけや家庭への支援が登校への大きな支えとなることから、家庭教育相談員を新たに中学校にも配置してまいります。また、中学校入学後の環境変化や人間関係づくりに対応するため、中学校1年生等に対するジュニアハートプログラムを実施してまいります。分かりやすく魅力ある授業づくりを進め、問題行動や不登校を予防するためにも、各中学校区の実態に即した

教職員の協働に基づく取組が重要であることから、小中連携教育をいっそう強化してまいります。

生涯学習の推進につきましては、リーダーやコーディネーターとして活躍をいただくため、新規にせつつ生涯学習大学を設置し、市民の方々に生涯学習のまちづくり、スポーツと健康についての専門的知識を取得する機会を提供してまいります。また、公民館、図書館などで引き続き、市民の学習機会の拡充を図るとともに、行政情報の提供に取り組んでまいります。

スポーツ施設の充実につきましては、本年 4 月から統合されます学校跡地を活用いたしまして、市民の皆様の健康と体力向上に寄与するため、2つのスポーツセンターを新設してまいります。その他、青少年運動広場のグラウンド面、柳田テニスコートの人工芝の補修を行ってまいります。

第4に「暮らしをささえ、活力にあふれたものづくりを進める広環都市づくり」についてであります。

本市には、およそ 4,000 の事業所とそこに従事する約 5 万人の方がおられます。それぞれの事業所が業績向上に力を注がれているところではありますが、原油をはじめとする原材料価格の高騰を背景に、

とりわけ中小企業では、収益の悪化が生じています。行政として頑張っている事業所には市独自の支援策を打ち出していきたいと考えております。

中小企業の振興施策についてですが、急激なコストの増加に対応するため、融資制度の期間を1年間延長し4年以内としてまいります。

工業振興につきましては、中小企業育成事業において、新たな取組を実施してまいります。まず、団塊の世代の退職に伴い、技術継承ができない事業所も生じていることから、現在、新しい知識やより高度な技能の習得をするため、ポリテクセンター関西等での研修受講に対し一部費用負担を行っておりますが、夜間や土曜日、日曜日も研修を行っております大阪府立高等技術専門学校の守口校、東淀川校での研修も対象に加えてまいります。次に、販路拡大に苦慮している事業者が多いことから、自社の製品、商品、技術などを広くPRし、新たな取引を拡大していただくことや、同業他社、同規模事業者の経営手法などを学ぶ機会を広げていただくため、公的機関が催します総合展示商談会や見本市の出展経費の一部を補助してまいります。

商業施策につきましては、引き続き活性化対策事業補助を実施し、

各商業事業者の今後の事業展開を支援してまいります。

農業施策につきましては、平成 20 年度も「環境が育つ農業のあるまち」を合言葉に、市の農業や農産物を広く市民に紹介し、農家の方々が自慢の農産物を出品いただく品評会や、新鮮な野菜の即売会などを行う農業祭を引き続き支援してまいります。

地域就労支援施策につきましては、茨木市、高槻市、島本町と合同で開催する就職フェアを引き続き実施し、広域での求人・求職活動の促進を図ります。また、就労困難者や就労希望者の雇用・就労に関する意識や能力を高めるため、就労に繋がる受講メニューを拡充し、就労支援施策の充実を図ってまいります。

消費者保護につきましては、石油ファンヒーターやガス湯沸器のメーカー回収などに見られる製品の不具合、産地や表示内容、消費期限や賞味期限の改ざんなどの偽装問題が生じ、政府が掲げる消費者重視への転換に関連して、国では「消費者庁」という構想がでてきました。本市においてもこれらの動向を注視しながら、引き続き、消費生活相談を行い、商品の購入や消費者の安全・利益に関する苦情などに対応し、適切な助言・指導に努めてまいります。また、深刻化する多重債務問題に対し、昨年、国において「多重債務問題改善プログラム」が策定され、市町村には丁寧な事情の聴取と専門機

関への誘導が求められております。多重債務者に対して、無料相談を司法書士により月 1 回、弁護士により月 2 回行うことで、消費生活相談員と専門家の連携による相談体制を整え、債務者の生活再建を支援してまいります。

第5に「安全で快適な生活を生みだす好環都市づくり」についてであります。

公園遊具の整備につきましては、各地で遊具による事故が多発している中、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会の「遊具に関する基準」に基づき、市内公園遊具の劣化の判定を実施してまいります。

住宅環境の整備につきましては、市民プール跡地に鳥飼野々団地と鯨生野団地の建替えを進めております。居住者の高齢化に伴うバリアフリー化と居住水準の向上、地震等災害に対する安全性の確保と快適な住環境を整えるとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターも併せて建設するための実施設計を行ってまいります。

交通安全推進事業につきましては、平成 20 年度も幼児から高齢者にいたる各層の特性に合わせた交通安全教室を開催してまいります。また、違法駐車や迷惑駐車防止のための指導・啓発を引き続き実施

してまいります。

犯罪被害者支援につきましては、昨年から外部の有識者からなる検討会を設け、効果的な支援について研究に取り組んでまいりました「犯罪被害者等支援条例」を制定してまいります。その内容は、全国で初めて、総合相談窓口の設置、犯罪被害者等に対する介護、家事、保育といった日常生活の支援、住居の安定を図るための家賃補助などを盛り込んだ実効性のある条例となります。

防災対策の推進につきましては、平成 19 年度に民間住宅の耐震診断補助制度を設けてまいりました。平成 20 年度は、特に耐震基準を満たしていない木造住宅に対し、耐震補強工事に対する補助制度を設け、地震に強いまちづくりを推進してまいります。

消防施策の推進につきましては、引き続き、救急救命士養成機関へ職員を派遣し、救急救命体制の充実を図るとともに、高層化、複雑化する火災に対応するため、はしご付消防ポンプ自動車に更新いたします。また、本市の地域消防力を担っていただいている消防団に対しまして、摂津市第 2 分団の消防ポンプ自動車を更新いたします。消防団員の地域における防火防災活動には日ごろから感謝をいたしており、平成 20 年度、災害、訓練などで出動した際の費用弁償の単価を増額いたします。今後、消防団につきましては、従前の消

火活動だけでなく火災予防や地域防災力の向上活動にも取り組んでいただくことを期待いたしております。

ごみの減量については、一炉運転が可能な可燃ごみ量を目標に、資源分別の拡大などに取り組んでまいりました。まだ、完全な一炉運転には至っておりませんが、年間概ね稼働日の75%を一炉で処理いたしております。このように、ごみ減量の成果が上がっていることから、焼却炉の更新時期の延伸についても検討を行ってまいります。地域の環境保全に積極的に取り組む姿勢として、環境負荷の低減を図るため、環境センター・環境業務課・リサイクルプラザにおいて環境マネジメントシステムの国内認証エコアクション21を取得してまいります。

道路の改良及び維持補修につきましては、JR千里丘駅南交差点に右折レーンの設置や歩道の拡幅整備をするため、平成20年度は測量を行い、千里丘三島線道路改良事業を推進してまいります。そのほか、歩行者及び車両の通行の安全性を高めるために、千里丘南千里丘線歩道拡幅事業を推進してまいります。生活道路についても、交通渋滞や交通事故、生活環境の悪化に対応するため、重点的に維持補修に取り組んでまいります。また、建築基準法に基づいて中心後退部分が発生する狭隘道路を対象に、日常生活の利便性の向上と

災害時における安全性の確保のため、要綱などを定め拡幅整備に取り組んでまいります。

公共交通施策につきましては、阪急京都線の踏切により、市街地の分断や慢性的な交通渋滞が生じていることから、これを解消し、日常生活の快適性や利便性向上に向けて、大阪府が取り組む連続立体交差事業基本調査に対して、平成 20 年度は費用負担を行ってまいります。また、市民の身近な足として利用をいただいている市内循環バスで、浜町地域にバス停を新設いたします。さらに、平成 19 年度から本格運行を実施いたしました公共施設巡回バスでは、利用者への調査結果を反映し、復路の味生公民館にもバス停を設けてまいります。

上水道事業につきましては、引き続き、太中浄水場等の施設改修、老朽配水管の布設替え、鉛管対策などを計画的に進めてまいります。また、水需要が年々減少しておりますが、経営基盤の強化を図り、安全でおいしい水を安定的に供給してまいります。

公共下水道事業につきましては、平成 18 年度末人口普及率を 96.0%まで進めてまいりました。今後、人口普及率 100%をめざして整備するとともに、平成 20 年度は浸水対策として、東別府雨水幹線の基本設計を行い、雨水幹線の整備にも努めてまいります。

第6に「市民とともに創りあげる高感都市づくり」についてであります。

コミュニティは、地域住民のよりよい生活や社会関係を構築し維持するために自発的につくり上げるものであると考えております。住民参加の基盤となります地域活動の拠点についても地域差が生じている現状から、コミュニティ施設の配置について、どのような役割を持つ施設がどの地域に必要ななどを検証しながら市域全体での構想を策定してまいります。

統合後の味舌・三宅両小学校の校舎につきましては、普通財産として管理をすることになります。今後、当面の活用について、検討してまいります。

電子自治体の推進につきましては、限られた財源と人材の中で、業務効率を上げていくため、年次計画でパソコンの職員1人1台体制を推進してまいります。また、ホストコンピュータシステムから全国共通仕様のオープンシステムへ移行してまいります。制度改正等に伴うシステム改修の労力及び人件費、運用コストの削減を図るとともに、将来的には、コンビニ収納やマルチペイメント収納など市民サービスの向上を図ってまいります。

戸籍事務につきましては、複雑な事務を一括管理することで戸籍

届、証明書交付事務を正確かつ迅速に行い、市民を待たせないサービスをめざし、コンピュータ化を進めてまいります。稼動については、平成 21 年 12 月ごろを予定しております。本格稼動後には、市民サービスコーナーでの証明書発行についても検討してまいります。

総合計画の推進については、現在の総合計画が平成 22 年度で終了しますことから、3 年間をかけ、基本構想、基本計画を策定してまいります。平成 20 年度は、市民意向調査や人口フレームなどの基本調査を行ってまいります。

職員の人材育成については、まちづくりの柱として取り組んでいる「人間基礎教育」の実践を進めてまいります。また、これから本格化する地方分権時代を迎えるにあたって策定しました「摂津市人材育成基本方針」に基づいて職員一人ひとりの能力を高めてまいります。平成 19 年度から開始しましたカフェテリア型研修の科目を増やすとともに、対象を管理職にまで広げてまいります。

最後になりましたが、行政改革についてであります。

バブルが崩壊して失われた 10 年と言われる厳しい時代をくぐり抜けてきました。気がつけば、格差社会が進行し、勝ち組、負け組というような言葉さえすっかり市民権を得てしまいました。このような社会背景の中、自治体の役割は増大し、地方分権の理念を継続的

に推進していく必要があります。改革によりめざす行政の姿を明確にし、市民の皆様・議会と広く共有することが重要であります。めざす行政の姿は、言い尽くされているかもしれませんが、「生活者起点の行政」であります。行政がやりやすい運営ではなく、住民を起点に、行政運営の全てを見直すことが必要となっています。住民の目線がなければなりません。住民の目線で、どのように自治体を改革していかねばならないのか。難しい課題を自分に与えることとしました。ベストをつくして頑張りたいと思います。

以上、市政運営にあたっての基本的な考え方、並びに本議会にご提案いたしております施策の概要につきまして、ご説明いたしました。

平成20年度も解決しなければならない課題は山積しておりますが、職員が、何がどこまで求められているのかを見据えて、自分達が行政を担うという気持ちで、一生懸命取り組まなければ、自治は輝きません。私をはじめ、職員一丸となって本年も「やる気」・「元気」・「本気」をモットーに、「まちづくり」・「人づくり」・「夢づくり」に全身全霊を傾ける所存であります。

どうか皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、

市政運営のご説明とさせていただきます。

なお、本年度の当初予算編成後に、橋下新府知事から「大阪府財政非常事態宣言」が出され、「平成 20 年度大阪府当初予算」は、7 月 31 日までの暫定予算となりました。この結果、本市の当初予算が、大阪府と整合性を欠くものになってしまいました。府が、全ての事業、出資法人、公の施設をゼロベースで見直すことにとにかく言うものではありませんが、府と各市が一体になって進めてきた施策や府の補助、負担のもとに行ってきた各種のサービスは、市民生活に欠かせないものばかりであります。これを「収入の範囲内で予算を組む」という原則のもと、一方的に義務的経費を中心とした暫定予算を編成したことは、信頼関係を損なうもので、政治を担う者として、正しい判断であったか、疑問であります。平成 20 年 2 月 18 日に行われました大阪府市長会において、府政の大改革のため必要なプロセスとして、橋下知事から理解と協力を求められましたが、到底、受け入れられるものではありません。

また、知事は、自ら府立高校や公立小学校へ出向き、現場を見ずに頭で考えていた教育論は机上の空論であったと発言されております。政治は、住民の生活そのものであり、机上の空論であったでは

すまされないものであります。法という基準のもと、法曹界で活躍された知事ではあります、限られた財源の中、住民の視点で判断し、決断していく政治家としては別の基準も必要であります。府の本格予算に向けて、市民の生活の観点に立って、今後、知事の良識ある判断を求めていきたいと思っております。

どうか市民の皆様には、この点を十分ご理解賜りますようお願い申し上げます。